

望まない受動喫煙ゼロを目指します

**「関市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」  
を策定！！**

昨年成立した「健康増進法の一部を改正する法律」を受け、関市でも受動喫煙防止対策を強化します。同法律では、市の責務として、多数の方が利用する施設等の管理権限者その他の関係者は、受動喫煙防止の措置を総合的かつ効果的に推進、交互に連携を図りながら協力するよう努めることが定められています。また、行政機関においては敷地内禁煙が求められており、罰則規定も設けられました。

そのため、たくさんの市民の方にご利用いただく公共施設での受動喫煙防止対策を推進するべく、「関市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しました。

これまで、喫煙場所を設け受動喫煙には配慮しておりましたが、本ガイドラインにより、さらに踏み込んだ対策を行います。

(主な内容)

- ・市及び指定管理者が管理する公共施設について、喫煙場所を撤去し、敷地内全面禁煙とする。
- ・直ちに敷地内全面禁煙が困難である場合に限り、当面の間、特定屋外喫煙所を設けることができる。
- ・特定屋外喫煙所を設ける場合は、市民健康課と協議をし、国の設置基準を満たしていること。なお、喫煙所の清掃業務を行う際は、受動喫煙防止の観点より、喫煙禁止とする。

お問い合わせ先

市民健康課 関市保健センター 関市日ノ出町 1-3-3

TEL : 0575-24-0111 (直通) FAX : 0575-23-6757 (直通・FAX 専用)